

証券投資信託 商品概要説明書

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 1. 商品名 愛称 | 三井住友・DC外国債券インデックスファンド |
| 2. ご利用者 | 当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。) |
| 3. 商品分類 | 投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型 |
| 4. 商品属性 | |
| 当初設定日 | 2002年 4月 1日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| クローズド期間 | なし |
| 主要投資対象 | 「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 (「パッシブ外国債券マザーファンド」は日本を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。) |
| 運用方針 | <ul style="list-style-type: none"> ● FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。 ● 主として「パッシブ外国債券マザーファンド」受益証券への投資を通して、外国の公社債への分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ● 外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に為替ヘッジを行う場合があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ● 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| ベンチマーク | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) |
| 決算日 | 毎年3月31日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | <ul style="list-style-type: none"> ● 毎決算時(原則3月31日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ● 分配金は、自動的に再投資されます。 |
| 償還条項 | 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。 |
| 5. お申込み方法 | 当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。 |
| お申込み単位 | 1円以上 1円単位 |
| お申込み価額 | 購入約定日の基準価額が適用されます。 |
| 6. 解約方法 | 当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 |
| 解約価額 | 売却約定日の基準価額が適用されます。 |
| 7. 費用 | この商品には次の費用がかかります。 |
| 販売手数料 | ありません。 |
| 信託報酬 | 純資産総額に対して年0.231%(税抜年0.21%) (内訳:委託会社0.088%(税抜0.08%)、販売会社0.11%(税抜0.10%)、受託会社0.033%(税抜0.03%)) |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他費用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支弁します。 ● 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |

(運営管理機関) リソナ銀行

| 項目 | 内容 |
|----------------------|--|
| 7. 費用 その他費用 | <ul style="list-style-type: none"> ● ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用等は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産中から支弁します。 |
| 8. お申込み不可日等 | <ul style="list-style-type: none"> ● ニューヨークまたはロンドンの証券取引所または銀行の休業日には、取得申込みおよび解約の申込みの受付はできません。 ● 証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他のやむを得ない事情があるときは、委託者の判断で受益権の取得および一部解約の申込み等を中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。 |
| 9. 課税関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。 ● 加入者および運用指図者の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。 |
| 10. 利益の見込み 損失の可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者の皆さまに帰属します。 ● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。 |
| 11. 基準価額の主な変動要因等 | <p>ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。</p> <p>一般的に公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します(価格の変動幅は、残存期間、発行体の信用力、公社債の種類等により異なります。)。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります</p> <p>信用リスク 公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合(債務不履行)、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します(利息および償還金が支払われないこともあります。)。したがって、このような状態が生じた場合には、組入公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。</p> <p>流動性リスク 急激かつ大量の解約は、有価証券を市場で売却する結果、市場に大きなインパクトを与え、基準価額が大きく下落する要因となります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。</p> <p>為替変動リスク 原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。</p> <p>カントリーリスク 投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化、通貨規制、資本規制などの要因により、ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。</p> |
| 12. セーフティー ネットの有無 | 投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 |
| 13. 持分の計算方法 | <p>解約価額(= 基準価額) × 保有口数</p> <p>※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。</p> |
| 14. 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(信託財産の運用の指図等を行います。) |
| 15. 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の保管、管理等を行います。) (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |

(運営管理機関) りそな銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2019.10)